

## 第 34 回「政策推進作業部会」議事概要

日 時 平成 30 年 4 月 27 日（金）14：00～15：40  
場 所 中央合同庁舎第四号館 第 2 特別会議室  
出席者 委 員：常本部会長、阿部委員、加藤委員、佐々木委員、佐藤委員、篠田  
委員、本田委員、丸子委員  
オブザーバー：北海道環境生活部 長橋アイヌ政策監、白老町 岩城副町長、  
（公財）アイヌ民族文化財団 山根事務局長、  
（公財）アイヌ民族文化財団 村木本部長代理  
事務局：平井内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか  
傍 聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

### 議事

#### 1. 政策再構築について

○ 「アイヌ政策再構築に係る地域説明会」については、アイヌの皆さんに寄り添った民族政策を再構築するという観点から、多くのアイヌの方々が生住されていると思われる道内あるいは道外の各地域において、現在の政府のアイヌ政策の取り組み状況をご説明した上で、アイヌの皆さんのご意見を徴収するというような説明会を、内閣官房が北海道庁と北海道アイヌ協会の協力を得て昨年12月から今年3月までの間に12回開催し、延べ286名のアイヌの皆様にご参加いただいた。

本日は、地域説明会をはじめとするさまざまな場で、アイヌの皆さんから頂戴した意見の概要について説明する。

たくさんいただいた御意見について、大きく 4 つの分野に分類している。

- 1 番目は、民族政策全般にかかわること。
- 2 番目は、文化振興政策にかかわること。
- 3 番目は、生活補助政策にかかわること。
- 4 番目は、その他としている。

この意見の分野を、更に細かく 20 個に分類している。

また、各項目で意見を箇条書きにしているが、意見の先頭に○印がついているものは、概ね意見が一致しているもの、✕印がついているものは、意見が分かれているものである。

意見が分かれているもののうち、下線を引いた意見の方が多数の方が支持していたものである。

（註）説明している資料は、第10回アイヌ政策推進会議の資料 1 - 3 の 3 4 頁と同じものである。

まず、「先住民族政策全般について」の意見の概要。

・アイヌの皆さんを先住民族として認めることについては、法律などを規定して、それに基づく政策を実施してほしい。その際、過去を振り返って、謝罪すべきという意見がある一方で、そういったものから正しいことは生まれてこないのので、未来志向で物事を進めるべき。これは後者の意見が多数だった。

・土地・資源の返還、利用については、謝罪を求める方の中でも特にそういったものに強い思いがある方から、北海道をアイヌに返すべきという意見がある一方で、今からアイヌの皆さんに土地を返すことは現実的でないのので、むしろ国有地等について、アイヌの皆さんが共同して使えるような仕組みを作って欲しいという意見。これも後者の意見が多数だった。

・従来からアイヌの皆さんの生業の中でも、漁業は非常に重要であったが、漁業権に関することについては、現在も認められているサケの特別採捕制度について、これの手続きや規制内容が非常に厳しいので、運用を改善して使いやすいような制度にできないか。

・一度、サケが上ってこなくなつて漁業権が喪失したような河川で、再びサケ等が上ってきているが、現在漁業権がないというようなところには、アイヌの皆さんの生活確保のための漁業権のようなものを再度、設定できないか。

・アイヌの皆さんは、かつて鯨をとっていたこともあるので、伝統的な先住民族捕鯨の実施ができないか。

・アイヌの皆さんの芸術的活動を支援するための措置については、昭和50年代に新法制定の動きが当時の北海道ウタリ協会中心にあり、それを経て現在のアイヌ文化振興法ができていますが、当時の協会の新法案の中に自立化基金という考え方があり、文化振興については文化振興法等である程度実現できている部分はあるので、生活支援の分野でこういった基金的なものではないだろうか。

・各地における伝統的生活空間等の再生ということで、象徴空間をしっかりとやっていくが、それ以外の地域が停滞しないように、各地の取り組みやネットワークの強化・支援をお願いしたい。

・自治体からの支援が受けにくい地域として、従来から道外、とりわけ関東がそういったところであったが、道外の自治体の中にもアイヌに関する取り組みについて積極的なところとそうではないところがあり、改めて自治体からの支援を受けにくい道内外の地域の待遇をしっかりとしてほしい。

・遺骨の返還・慰霊の関係については、早期の慰霊環境を整えるために象徴空間への集約を早期に図って慰霊を行うべきという多数意見と、それよりもまず地域への返還を徹底すべきという少数意見。

・遺骨を用いた研究については、進めるべきと進めるべきではないのではないかという意見。これも、研究のプロセスにアイヌの方が参画することを前提に、アイヌの皆さんのルーツを明らかにするなど、その成果がアイヌの方に還元されるなら賛成という意見の方が多数だった。

・民族自決の問題については、民族としてのアイヌの皆さんの範囲と、それに誰が属しているのかという認定の問題があるが、これについては、アイヌにより構成された団体による認定の実施を図り、それをやるために、アイヌの家系に属することを示すさまざまな関係書面を取得する際の費用を無料、あるいは低減することができないか。

この点については、この認定の内容として、対象者の範囲とか確認の方法について、特に血統や帰属意識に関して、人によって異なる考えがいろいろと出されているので、これを具体的にどういうやり方にするのかということは、引き続き検討が必要。

・特別議席の付与については、台湾とか、ニュージーランドの例があるが、この実現を求めるような声。

この点については、憲法上の問題について有識者懇談会報告の中でも触れられているところ。

次に、「文化振興」の分野についての意見の概要。

・アイヌに関する研究、民族に関する教育の推進ということで、象徴空間での研究推進や若手育成、各地域の取り組み、そういったものを、足らざるところを補ったり、支援を強化してほしい。

・アイヌ語については、各地で非常に強く出されたが、アイヌ語を一刻も早く自分たちの言葉として取り戻したいという願い。

・文化振興を図る際、それに携わるための奨励金的なものが拡充されないと普段の仕事とも両立できないので、これを増額すべきという意見がある一方で、少数意見だが文化活動を金銭目的でやることを助長するので廃止すべきではないか。

・文化活動と経済活動との連携ということで、文化に限らず幅広い政策の実施、あるいはアイヌ文様をはじめとするアイヌの皆さんに関連する知的所有権の適切な保護が必要ではないか。

・国民理解の促進ということで、義務教育の中でアイヌの皆さんに対する正しい理解を促進してほしい。

次に、「生活向上」施策に関連するものについての意見の概要。

・教育の充実への支援ということで、一般的な奨学金制度に対する優位性がかなり薄れてしまっているので、再度、充実・支援してほしいということと、もう一つは幼児期からアイヌの伝統文化に取り組めるようなことを通常の学業に加えていけるよう、特別な支援をしてほしい。

・生活館・生活相談員制度の充実ということで、現在、老朽化した生活館が多くなっているため、この再整備や、再整備の際にアイヌ文化を伝えるための儀礼に用いるものも設置できないか。

・生活相談員については、空白になっている地域を極力解消してほしいということと、相談員の待遇の改善。

・各自治体の中でも、アイヌ施策に関していろいろな窓口に行かなければならないこと

もあるので、ワンストップで相談できるような窓口を、自治体側にも強化・拡充してほしい。

・農林水産業補助金の運用改善ということで、補助制度の条件緩和などの柔軟な運用や採択枠の拡大の検討、特に採択要件として農家あるいは漁家原則3戸以上とされているが、そこをもう少し緩和してほしい。

・住宅資金の貸し付けについては、現状の金利水準が一般の融資に比べて必ずしも有利になっていないので、現実に即して見直してほしい。

・高齢者の生活支援ということで、年金を受給するような世代の中で、後期高齢者の皆さんを中心に、年金をかけている時に、いろいろな就職の関係とか、あるいは申請について十分に知らなかったということがあって、無年金・低年金の方が非常に多くいるので、こういった高齢者の方に対しての手厚い支援をしてほしい。

・アイヌの皆さんに関する生活実態調査は、これまで7年おきに実施していたが、調査対象者からの回答を得るのが困難になっているところがあったり、地域によっては極端に人数が少ない結果が出ていることが問題ではないか。

・人権擁護活動の強化については、地方の中小企業などでは今でも差別が根強いことを改善してほしいとか、アイヌの高齢者の方々の中には、幼いころにいろいろなひどい差別を受けて、再び老人ホームに入るような世代になってまた繰り返されることに対する恐れとか、そういうものがあると聞かされたことがある。

教育の充実と高齢者の生活支援のところは、生活向上についてさまざまな意見があった中で、この2つの意見は、各地でも強く意見を述べられていた。

最後に「IV その他」についての意見の概要。

・政策の推進体制の整備ということで、例えばニュージーランドのマオリ族の形を参考に国の体制強化を図ってほしいとか、あるいは政策を検討するような審議のところで、アイヌの皆さんの地域バランスやジェンダーバランスをしっかりと考慮してほしい。

以上、まずは出ている意見の内容について御紹介したが、この意見を受けてこれからどういう検討を進めるといふことについては、部会報告案に進め方の事務局案を記載しているので、今後の取り組みについては、そちらで御議論いただきたい。

○ ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等をいただきたい。

○ ただいま、内閣官房から御説明があったが、先住民族政策を再構築する観点からの政府としての意見聴取、地域説明会を北海道外を含めて12カ所開催をしていただき、本当に心から感謝を申し上げる。

今、説明があったが、意見の隔たりや、国の施策方針への対応が大きく分かれているとか、あるいは判断が難しい項目等もあった。

このことについて、私たちとしては、国連の先住民族権利宣言、あるいは2008年6月6日の衆参の国会決議を経て、現在、法律制定を含めた先住民族政策の再構築の検討を迎えたところなのだと実感している。

私たちは、先住民族権利宣言の主な項目、根源的なことにもかかわることなので、このことについて、考え方の枠組みや先住民族自身の要求度、あるいは社会への熟度、調和などの組み合わせ等、解決の道筋は、これからたくさんの方、あるいは異なってくるものがあると思う。

これらの意見を踏まえ、これまでの経緯の原点である民族共生の考えに基づき、有識者懇談会でまとめた方針をはじめ、政策の根幹であるアイヌとは誰かの法定化を基礎に、世界に誇れる未来志向で、明るいビジョンを持った、実効性のある先住民族政策の立法化に進めていただきたい。

昨年、官房長官が若い世代を含め、さまざまな立場のアイヌの人々にとってどのような施策が必要か、固定観念や先入観を取り払い、アイヌの寄り添った先住民族政策を再構築する観点から、真のニーズを把握し、分析するものとする、このように言っていた。

この説明については、帰って私たちの会にも伝えるが、このように皆さん方の前で、アイヌの要望が紹介され、今後、このようにしてやっていきたいというお話をいただいたので、心から感謝を申し上げるとともに、世界に誇れるすばらしい日本の政策だと言うことができると、私は確信をしているので、よろしくお願ひしたい。

- I、IIが文化振興法、IIIが生活向上だが、昭和9年の北海道庁の旧土人保護法沿革誌というものと、同じ昭和9年に北海道アイヌ協会を出しているものがある。

これを書いたのは、当時の内務省の北海道庁職員の喜多章明さんという方で、存命の90歳代のとき、私も2回ほど取材をした。この人は、昭和12年に旧土人保護法の改正をしていて、戦前、国の直轄で個人特定をしている。そして、旧土人保護法を運用していた。

昭和12年から昭和36年まで、新しい憲法ができてから、日本は単一民族だという形で走ってきて、旧土人保護法が廃止されたのは平成9年で、それと同時に、文化振興法ができた。なので、生活向上は昭和36年からある。そして、具体対策は格差是正の福祉のサイドでやられてきた。

文化振興は、個人特定しないで、和人も文化振興の枠内。今、先住民族政策の枠をこれから進めてほしいということで、先ほど有識者懇談会に基づいてという話があった。

個人認定は非常に難しいが、行政側で個人認定する仕組みとなっていた旧土人保護法が、廃止された平成9年までアイヌの名簿の管理をしていなかった。そして、翻って協会が個人特定をやるという役目が覆いかぶさってきている。

これは協会としても、認定の努力をしていくが、過去の経緯を踏まえて、行政側から市町村、あるいは道、国で、いろんな行政の情報の支援という形で、特定をよりきちっと進めていけるように御協力いただければと思う。

- これは要望でもあるが、先住民族政策全般の中で、伝統的な先住民族捕鯨の実施という項目は、特定の地域のことでもあるだろうが、先住民族のオットセイの問題もある。

オットセイ保護条約を締結して批准しているはずだが、そういった問題について、農林水産省から具体的な説明をしてほしい。

○ きょうは準備がないので、次回以降、説明をしたい。

- 有識者懇談会を踏まえて進めてほしいということで、アイヌの方々のことを地域へ説明してもらうためにやってもらったことはありがたく、感謝申し上げたい。

アイヌの生活・教育のことが主になっているところが多かったと思っている。こういったことについて、当時、橋本総理はこう言っている。歴代の総理を差し置いて私はえらくはないが、政府としても、アイヌの人々は同種の民族と考えている。先住民族権利に関する国連宣言が出た場合には、関係省庁と相談して、アイヌの状況を改善していきたいのだ、そのように橋本総理は言っている。

もう一つ30年前のことを言うと、1991年に参議院内閣委員会で坂本官房長官がこのように言っている。過去の歴史を振り返って見て、そういう不利益な扱いを受けた民族の方々に対しては、特別ないろいろな配慮があってしかるべきだろう、過去の歴史において、そういう不幸な事実があったことについては、よく考えて、これからの行政については、温かい配慮をすること、それは普通の考えではないか、常識を申し上げているということを言っている。

1997年には、二風谷ダムの判決も出ている。2008年の国会決議は新しいからよくわかっていると思うが、アイヌの人々が差別されたこと、我が国の近代化の過程において多数のアイヌの人々が差別され、貧困を余儀なくされた歴史的事実を厳粛に受けとめなければならないという中で、一国、一民族、一言語という誤った考え方は改めなければならないということを示している。

平成21年の有識者懇談会の報告も、明治以降、北海道開拓をする中でいわゆる同化政策が進められ、全て禁止されたなど、アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなり、法的に等しい国民でありながら、差別され、貧困を余儀なくされた。アイヌの文化への打撃、先住民族に基づいてやるべき復興を配慮する国の責任があるとしている。

そしてその後、菅官房長官がこれまでの固定観念や先入観を払って、アイヌに寄り添って施策を行うのだと言って、私たちはこの言葉を温かい気持ちで、本当に感謝しかなかった。この先、アイヌの歴史を見て、未来をつくっていただくことをお願いしたい。

- 土地・資源の返還について、国有地の利用を認めるべきというのがあるが、アイヌが望んでいるのは、木の内皮を採取したり、もろもろのことをやるため、いろんなものを取りにいくという前提のことだと思うが、その辺の言葉をしっかり書き入れていただかないと、曖昧なまま、通った後に何がどうしたのかわからなくなるので、そこをちゃんとしっかり書き込んでほしい。

アイヌの高齢者は老人ホーム等で云々とあるが、高齢者に限らず今でも現実に若いアイヌが医療機関とかで、身体的特徴から差別を受けているという事例はあるので、老人

ホームだけではなく医療施設などで、もうちょっと民族を知ってもらう教育も入れていただかないと、デリケートなところで痛い目に遭う、切ない目に遭う、体の調子が悪いのに病院に行けなくて、本当は治って元気になれるはずのものが、手遅れになるというアイヌが結構いるので、そこも書き入れていただきたい。

- これは意見の今後の活用のされ方にもよるのだろうが、必要に応じて、読み手にきちんと趣旨が伝わるような整理を御検討いただきたいということと思う。

## 2. 国民理解の促進について

### (1) 高等学校の新学習指導要領について

- 高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について、去る3月30日の文部科学省告示により、高等学校の新しい学習指導要領をお示しした。この中で、アイヌに関して、充実した事項を御報告する。

現在の学習指導要領では、日本史A、日本史Bという科目が地理歴史科の中にあるが、今回新しい学習指導要領では、地理歴史科の教科・科目の再編を行い、新しく歴史総合という科目を必修科目として設けている。

これは、18世紀以降の近現代史を日本と世界の相互作用関係などをベースにしながら、総合的に学んでいくという新しい科目で、必修科目の歴史総合の中で、18世紀のアジアの経済と社会について、北方との交易をしていたアイヌについて触れることとか、その際、アイヌの文化についても触れるということを学習指導要領上、新たに規定をしたところ。

また、歴史総合を学んだ上で、選択科目で日本史探究を設定しているが、この中では中世の日本と世界の社会の変容と文化の特色について、アイヌの文化の形成についても扱うということ、新たに規定したほか、近世の日本と世界の幕藩体制の確立の中で、アイヌの人々を通して北方貿易が行われたことについて取り上げることを新たに規定したところ。

私どもとしては、これから学習指導要領に基づいて、解説書をつくっていく。地理歴史編の中で、改訂された規定を踏まえた記述を盛り込んでいくこととしている。今、申し上げた学習指導要領、その解説の改訂などを踏まえて、今後高等学校の教科書が編集されるが、この学習指導要領に基づいて、歴史総合、日本史探究の教科書全てにおいて、アイヌの記述がされることになる。

また、昨年、御報告した中学校、小学校の学習指導要領、解説の改訂、今回の高等学校の改訂を通じて、アイヌに関する一貫した系統的な学習が行われていくことになる。

これに加え、我が国の歴史や文化の理解の観点から、専門的な知見や経験を有する有識者の方々の御意見を聞きながら、教材の充実や教員の指導力の向上などによる、小・中・高等学校を通じた教育の充実を引き続き図ってまいりたい。

今、申し上げた、高等学校の学習指導要領が具体化するスケジュールだが、3月30日

に指導要領を改訂し、これから夏ごろまでに解説を作成して、全国への説明会を行う。あわせて、教科書会社などへの説明も内閣官房と協力しながら行っていく。

2年間の教科書の編集の期間を経て、32年度に教科書検定、その後採択・供給を経て、平成34年度から新しい学習指導要領が実施になるというスケジュールである。

## (2) 民族共生象徴空間の開設に向けた誘客促進・地域連携について

- 道では、民族共生象徴空間の年間来場者100万人の達成に向けて、国の地域創生推進交付金を活用し、約4.3億円の予算措置をして、誘客促進や地域連携に向けたプロモーション事業などを実施することとしている。

具体的な事業だが、日本縦断PRキャラバンとして、道内では、札幌市、新ひだか町、帯広市の3カ所、道外では、宮城県、福岡県、沖縄県の計6地域において、アイヌの古式舞踊や音楽などの実演体験、あるいはアイヌ工芸品等の販売、さらには旅行事業者、教育関係者への誘客プロモーションなどを行う予定としている。

また、象徴空間を実際に訪れたような、仮想の世界を体感できるバーチャルリアリティの映像コンテンツを制作する予定で、道内外のイベントにおいて、活用をしていく。

次に、500日前カウントダウンイベントについて。象徴空間開設の500日前となる本年12月11日に札幌市、白老町及び室蘭市の3カ所において、同時にイベントを開催したいと考えている。

内容としては、カウントダウンモニュメントの設置、あるいはプロジェクションマッピングの上映、アイヌ古式舞踊の披露などを考えているところ。

これらのイベント等の実施に当たっては、アイヌにゆかりのある著名人などを広報大使として、PRアンバサダーに委嘱をし、御出演いただくことも考えている。

次に、海外プロモーションについて、アメリカの西海岸、ハワイ、台湾、中国、ASEAN、フィンランド、ニュージーランドの各地域において、アイヌ古式舞踊の披露、工芸品等の展示など、アイヌ文化の魅力発信、そして象徴空間のPR、先住民族の方々との交流を行う予定としている。

次に、地域間連携の強化について、道内各地に点在しているアイヌ文化や周辺の観光資源を結びつけ、道内外の観光旅行者に象徴空間へお越しいただけるよう、地域を結ぶネットワーク体制を構築していくことが重要と考えている。

このため、北海道観光振興機構と連携して、事業検討会議や調査分析を実施するほか、広域観光周遊を促進させるツールとして、スタンプラリーのように楽しみながら旅行者を周遊させるアプリの開発や、それぞれの地域を訪れたようにバーチャルで体験できる映像コンテンツを制作する予定。

最後に、アイヌ文化の発信について、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、アイヌ文化の魅力を世界中の方々へ発信していきたいと考えている。アイヌ協会と連携して、古式舞踊などのパフォーマンスの統一化に向けた調整や練習用

の音源の作成に取り組むこととしている。

- 高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について、まず第一に、文部科学省として、アイヌ史というのをどういうふうに考えているのか。

アイヌ史が、歴史総合においても、日本史探究においても出てこないで、単純に北方との交易はアイヌがやっていた。そして、アイヌ文化もあったということだけ。日本史の中というよりも、むしろアイヌ史という観点から、歴史について説明しなければいけない、そういう一章を設けるのならわかるが、これだと、ただ取り上げているからいいのではないかということになりかねないと思うが、いかがか。

- 今、御説明申し上げたように、今回新しい科目を設けて、歴史総合は18世紀以降の歴史を扱うという時代区分の限定がある。その中で、どのように扱うことがいいのかということで考えて、このような改訂を行うところ。

日本史の関係については、通史で行う科目の中で、アイヌの方々の文化、あるいは経済的な側面が最もあらわれる部分ということで、この時期に示したが、これに加えて、各教科書の中では、近世、あるいは近現代の中で、それぞれのところで関連する記述がなされているところでもある。

私どもとしては、学習指導要領そのものでは、この部分にフォーカスをしているが、教科書などでそれぞれに取り扱える部分もあるので、教科書会社への説明などを通じて、それぞれのさまざまところで適切に取り扱ってくれるような工夫が行われるよう、説明はしていきたい。

- 教科書会社が中身をつくるので、教科書会社に指導すればいいことなのかもしれない。ただ、国はアイヌを日本列島における北方の先住民族であることを認めている。その先住民族の歴史という観点がなぜないのか。

それは後からだと、江戸時代の半ばからこちらということになってくると思うが、そういう時代区分論がアイヌの人たちの歴史に当てはまるのかどうかという、根本的なところはないのではないか。だから、これからどういう指導をされていくのかを伺いたい。アイヌに関する記述とか、アイヌに関する一貫した系統的な学習がなされることとなるとおっしゃるような学習ができるのか。

- 御指摘は、受けとめるが、現実には今申し上げた、小学校、中学校、高等学校それぞれの教科書の中での教科書会社のいろんな工夫の中で、さまざまな部分で行われている部分もあるので、そういうところでの工夫も相まって、適切な指導が行われるように、我々としても取り組んでまいりたい。

- 学会における検討を行わなければいけないところもあるかと思うので、引き続き、検討をよろしく願いたい。

- まず第一段階で、このことを進めることは感謝する。過去には何もなかったものをこれから進めるということは、非常にありがたく感謝する。それで、徐々にまた直していけばいいから、よろしく願いたい。

- 加えて、教科書会社のいろんな情報提供のことを話していたので、歴史や文化史だけではなくて、考古学や人類学の観点もあるので、その指導の中に最新なものはどうなのかということをお互いあわせて持って、そういう形で補完していくような努力もしていただきたい。
- 文部科学省においては、期待を裏切らないように、今後ともよろしくお願ひしたい。
- 今、説明した方の適切なという内容がちんぷんかんぷんで、私には何も伝わってこない。前回、文科省の方がここで力説していた内容はどうなって改善されるのか、その辺を含めて、聞きたいことが満載過ぎて、今の御回答では全くわからないが、何が適切なのか。
- 今申し上げた、学習指導要領に記述されている内容については、その内容に即した形でそれぞれの教科書が記述されて、学校の中で指導をされていくということになる。  
これに加えて、現状での小・中・高等学校、それぞれの段階で、教科書会社のさまざまな工夫で記述をされていることもあるので、そういう教科書会社の工夫と相まって、アイヌの方々についての文化や歴史についての指導が行われていくことになるので、連携しながら進めてまいりたい。
- 必履修科目というのは、どのような性格を持っているのか、御説明いただきたい。
- 必履修科目という科目は、全ての高校生が必ず履修しなければならない科目として、設定をしたもの。今回、地理歴史科の科目を再編して、これまでは世界史が必修で、それに加えて選択をしていくことだったが、新たに歴史総合という科目を全ての高校生が必ず学ぶことになっているということ。
- 私はこれを画期的なことだと思っている。世界史をとっていながら日本史をとっていない高校生は山のようにいて、例えば地理歴史の教員になる学生でも、中学校までの日本史しか勉強していないまま、教員の免許を取ることがよくあった。  
私たち大学の教員は、少なくとも高校程度の知識に基づいて授業をやっているが、さっぱり言葉が通じないことが、この間、ずっと続いていたので、そういうことを、国としてちゃんと方向づけてやっていただけたというのは、とてもありがたいこと。  
その上で、アイヌのことが載せられたというのは、とても大きなこと。今までアイヌの歴史で、例えば学生に何を知っていますかと書いてもらうが、大学でありながらせいぜいわかってシャクシャインという程度。あと、北海道の場合は地名の多くがアイヌ語であるとか、それくらいしか大学1年生、2年生の知識にない中で、こういうふうな交易の歴史をちゃんと記述してくれたというのは、アイヌに対するイメージの転換という意味でも、とても大きなことだと思っている。御礼を申し上げたい。
- 必履修科目での歴史総合の中で触れられたということの持つ意味は、非常に大きいということ。

### 3. 政策推進作業部会報告について

## (1) 民族共生象徴空間の具体化の加速

- 昨年からの作業部会で、委員の皆様にご議論いただいた内容を、次回の本会議に向けて、事務局で取りまとめた概要という形で作成しており、本日、委員の皆様から、御意見を賜り、最終的な作業部会報告という形にしていきたい。

民族共生象徴空間、政策の総合的な検討、国民理解・国際交流という3つのパーツに分かれているが、まずここでは民族共生象徴空間の部分について御説明させていただきたい。

平成32年4月24日の象徴空間の一般公開に向けて、関係機関が一体となって、本格的に準備活動を推進するとともに、必要な体制を構築していく必要があるということで、象徴空間の具体化の内容として、以下のとおり記載をしている。

1つ目は「管理運営の基本的な考え方等について」。

基本的な考え方としては、象徴空間の管理運営の具体化に当たって、アイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進を図る拠点として機能するよう、施設整備を一体となって進めていく。

もう一点は、文化伝承・人材育成等において、各地域の活動が連携して、相乗効果を享受できるようなネットワークを確立する。この2点を基本と考えている。

その上で、管理運営の検討事項として、国からの委託等により象徴空間を一体的に運営することや、料金収入等を安定的な自主財源として活用し、積極的・自立的な事業を展開することを基本的な考え方として、準備を進めていくこととしている。

また、30年夏ごろまでに国及び運営主体を中心に、象徴空間の営業日・営業時間とか、料金の体系・徴収方法、飲食・物販事業のあり方について、検討整備を進めて、修学旅行の誘致活動等との連携を図っていくということとしている。

こういった管理運営を実現するため、コンセッション方式の導入の可能性についての検討も含めて、必要な準備を進めることとしている。

運営主体及び運営協議体について、運営主体については、公益財団法人アイヌ民族文化財団が中心となって、関係機関と連携して、開業準備活動を推進していくということ。運営協議会については、役割、構成員等の詳細について国と運営主体の間で調整し、一般公開までに構築する必要があるとしている。

次に「整備の進捗状況」について。

中核区域について、国立アイヌ民族博物館については、平成30年2月から工事に着手している。国立民族共生公園については、既に造成工事等が進められており、全体基本設計についても、取りまとめ済みという状況になっている。

これらの施設整備に当たっては、来訪者にアイヌの文化や世界観が強く印象づけられ、再度、来園したいという気持ちになるようなデザインの工夫や、公園においては体験型のフィールドミュージアムの具体化を図るべきとしている。

慰霊施設については、ポロト湖東側の太平洋を望む高台に、平成31年、来年の秋ごろ

の完成を目指して、着実な整備を進めるべきということと、慰霊施設の整備にあわせて、アイヌ遺骨等の返還、集約等の取り組みを加速すべきであるとしている。

次に「開業準備活動等について」。

平成30年度以降の開業準備活動の内容として、国立アイヌ民族博物館の開館準備については、展示の準備、教育プログラムとか、アイヌ語表記の方法に関する検討、博物館ネットワークの構築といったこと。

アイヌ伝統芸能上演プログラムの運営準備については、17保存会等との連携による上演演目の選定とか、上演シナリオの検討を進めていくこと。

各体験交流プログラムの運営準備については、各プログラム内容の具体化とか、進行マニュアルの作成、その他必要な準備を進めていくということ。

年間来場者100万人の実現に必要な機能等の検討については、例えば飲食物販運営方策とか、収益事業の検討、団体客集中時等の導線の検討といったところに言及している。

広報及び誘客促進、地域間交流活動企画という項目については、ポスター、リーフレットとか、ホームページの作成、誘客促進活動、PR活動を進めていくという内容である。

愛称等の設定については、平成28年の第8回アイヌ政策推進会議において、開業の半年前を目途に決定する必要があるという提言がなされていたが、その後、民族共生象徴空間についてわかりやすい愛称を前倒しして設定して、機運の醸成を図るべきではないかという御意見が寄せられている。

そこで、改めて愛称の設定についての方向性だが、検討する項目としては、アイヌ語等の愛称、通称、ロゴマークの3つとして、設定対象は、象徴空間の全体に対しての愛称ということ。あわせてアイヌ民族博物館についても、愛称の検討を行う。

愛称については、開業500日前のイベントのときに、決定及び公表をするということで、その決定の仕方は、候補を複数提案・公表した上で、投票によって決定するという事としてしている。

この愛称の選考委員会の設置・運営等については、国、運営主体などの関係者の間で調整をしていくと考えている。

次に「アイヌ文化復興に向けたネットワークの構築」について。

これは象徴空間の取り組みと各地域における文化伝承、人材育成等の取組、あるいは地方公共団体や経済界等による取組との連携を推進することにより、象徴空間の相乗効果を高めていくということが重要と指摘をしている。

その上で、広域のネットワークだけではなく、白老町においても、関連区域という設定があるが、ポロト森林地区、ポロト周辺河川地区、ポイント沼地区などの関連区域の整備とか、白老駅及び白老駅周辺の整備を関係者が協力して行う必要があるとしている。

また、北海道や経済界からなる、民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワークの取組の具体化については、道外企業にも協力を働きかけるなど、さらなる機運醸成に努めるべきであるとしている。

次に「遺骨の返還・集約等」について。

慰霊施設の整備スケジュールに一定のめどが立ったことから、返還・集約等について、関係者の理解及び協力のもとで、具体的な手続を進めていく必要があるということ。

1つ目として、大学が保管しているアイヌ遺骨等については、平成25年の基本的な考え方についての言及があり、象徴空間の基本方針、閣議決定においても、集約については象徴空間の一般公開に先立ちできる限り早期に行うものとすると言われているので、こうしたことに十分留意しつつ、慰霊施設の整備にあわせて地域返還についても具体的な手続を進めていく必要があるとしている。

その上で、大学に保管されているアイヌ遺骨等のうち出土地域が明らかなものについては、関係者の理解及び協力のもとで、出土地域への返還に可能な限り努める必要があるとしている。

また、文化財として認められているアイヌ遺骨等の取り扱いについては、文化財保護行政との関係も含めて、引き続き検討を進める必要があるとしている。

次に、国はガイドラインを策定して、その手続を早期に具体化するべきであるとしている。

その次に、ガイドラインの核となる部分として、関係者の理解及び協力のもとで、地域返還に係る情報公開を行い、出土地域のアイヌ関係団体からの求めに応じて、出土地域に返還をしていくとしている。

アイヌ関係団体については、出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成される団体とするということと、かつて出土地域に居住していた等出土地域にゆかりのあるアイヌの人々の参画も可能とするとしている。

複数の団体からの申請が競合した場合には、関係者による話し合いによって解決することを原則とする。地域返還を受けた出土地域のアイヌ関係団体は、確実な慰霊を行うとしている。

最後に、情報公開から6カ月間地域返還の求めがない等、直ちに返還できない場合においては、慰霊施設に集約する。ただし、集約後も返還の求めは可能とするとしている。

以前から述べてきたように、こういった集約・返還の取り組みは関係者の理解及び協力なくしては実現できないが、昨今の社会情勢等、さまざまな周辺状況を鑑みると、実務上の指針をガイドラインという形で、国が示す必要があるのではないかとということ、ガイドラインのそもそもの性格として触れている。

部会でも御意見をいただいていたが、かつて出土地域に居住していた等出土地域にゆかりのあるアイヌの人々だけで構成されるアイヌ関係団体からの返還申請については、実際に今後のプロセスの中でそういった方々から返還希望があるかどうかということも踏まえながら、この点について引き続き検討を進める必要があるとしている。

その他、地域返還以外の諸課題についても、象徴空間基本方針のスケジュールを踏まえながら、関係者間で引き続き検討を進めるべきであるとしている。

また、今進められている、特定遺骨の返還手続とか、各大学での一体化作業も引き続き進めるべきとしている。

次に、博物館等が保管するアイヌ遺骨等について、博物館等が保管するアイヌ遺骨についても、大学におけるアイヌ遺骨等の取扱いやアイヌの人々をはじめとする関係するさまざまな御意見を踏まえながら、慰霊施設整備にあわせて検討を加速していく必要があるとしている。

次に、海外の機関が保管していることが判明したアイヌ遺骨等についても、早期に引き渡し可能なものについては相手機関等との調整を進めるべきということと、こうした海外から返還される遺骨については、慰霊施設の整備にあわせて受け入れ体制の検討を進めていく必要があるとしている。

最後に、アイヌ遺骨等を用いた調査・研究については、人類学会、考古学協会とアイヌ協会との間のラウンドテーブルにおいて、昨年4月に最終報告が取りまとめられており、この最終報告を踏まえて、アイヌの人々と研究者が合同で設置する委員会で、きちんと研究の立案や実施が適切であるかどうか審査が行われるように、検討を進めていただきたいとしている。

- ただいま御説明いただいた象徴空間の具体化の加速の部分については、既にこれまでの作業部会においてそれぞれ御審議、御検討いただいていたところを文章化して、整理したもの。そういった意味で、整理の仕方についての確認なども含めて、御質問、御意見等があればいただきたい。
- アイヌ政策推進会議が目前に迫ってきて、大変な御苦勞をなさっているのがよく読み取れる。具体化を加速しないといけないということも、十分承知しているが、ここを見る限り、今あるものをどのように紹介し、どのように見せるのかということ、いっぱいいっぱいになっているのではないかという気がする。これまで何回も申し上げたように、アイヌの若者たちをどのように教育し、どのようにして人材を育成していくのかということが、象徴空間の大きな役割の1つだと思ってきたが、そのことの言及がほとんどないように見受けられる。

アイヌ文化について、ちゃんと研究して掘り起こして、きちっと解説して行って、新たな豊かなものを生み出し、構築することが、結局のところ、象徴空間をずっとつないでいくことにもつながることだと思っている。これを抜きにして、人々の心を打つようなものは、生み出されないのではないかと考えてきたので、象徴空間についてまとめる以上は、人材の育成をどうするのか、どういうふうに教育していくのかということ、どこかに必ず明記していただきたい。これまで何度も申し上げてきたことだが、もう一度、お願いしたい。

- 人材育成の分野について記載が十分とは言えないのではないかという御指摘と思うが、今回の報告の性格上、どういう扱いになるか。
- 今までの作業部会から見ると、確かにこの流れでまとまっていると思うが、これはこ

の後、アイヌ政策推進会議に上がっていくものなので、かなり大きな拘束力というか、一定の力を持つと思う。

- 人材育成の記載については、「アイヌ文化復興に向けたネットワークの構築」のところで、御指摘の人材育成等に関する取り組み、象徴空間の連携に触れている。象徴空間の人材育成としてどうするつもりなのかという御指摘については、具体的には、「開業準備活動等について」という箇所、「職員にかかわる技能、職員の研修を実施する必要がある」と記載している。さらに、「運営体制や人材の検討及び人材確保に向けた調整と人材育成」という記載があるが、どういう人に新たにきていただいて、どういう研修をしていくのかを現在検討しているところ。研修計画も作成しており、計画に基づいた研修を通じて、どういう人が必要になるかも検討をしている。採用の方法やどこから採るのかということを検討をしているところであるが、委員は、どこまでのことを求められているのかについて、お伺いできればと思う。
- 私もこの中に含まれているのだろうかと考えはしたが、今の説明は、象徴空間の運営とか、プログラムのことに直接関わる点だと思う。例えば国民理解の促進とかの大きな柱と同じように、アイヌの若者たちを教育し育てていくということが、これからのアイヌ文化復興にかかわるナショナルセンターとしての大きな柱の一つだと思う。その役割を象徴空間が担うのだと、ずっと考えていた。ところが、最初は出ていたのにいつの間にかそのトーンがだんだん薄らいできて、象徴空間の現実的運営ということがこの論議の中心になってきたような気がしている。これまでも何回か同じようなことを申し上げて、どこかに確実に、大きな柱の1つとして、人材育成ということを入れてくださいとお願ひしてきた。

ここでおっしゃっている意味はわかるが、それは当面の象徴空間の運営にかかわるような人材育成だと思っていて、ナショナルセンターとしてのアイヌ文化に対する責任、役割という視点から、1つの柱として位置づけただけでないかと願っている。

- これについては、今回の報告書のタイトルにもあるように、象徴空間の具体化の加速ということで、具体的に検討されている中身が書かれていることから、書かれている内容についても過不足という見え方があるのかもしれないが、今御指摘があった、そもそも論に附属するところについては、それをきちんと位置づけられるところがあるはずなので、それについては、また事務局とも御相談させていただきたい。
- 第10回アイヌ政策推進会議政策推進作業部会の開催に当たり、以下の2点について、意見を提出いたします。

1、民族共生象徴空間の管理運営に関し、民族共生象徴空間の運営に携わる方々が、アイヌ文化に対する誇りと高い志を持ちながら、日々の運営に携わっていただくためには、アイヌ民族が自発的にさまざまな体験交流活動や伝承活動に取り組み、経済的に自立することが不可欠です。

このため、政策推進作業部会報告において、象徴空間の管理運営に関する基本的な考

え方として、料金収入等を安定的な自主財源として活用し、積極的・自立的な事業を展開することの必要性を明記することは、大変重要であると考えます。

2、今後のアイヌ政策の総合的な検討に関し、みずからを抵抗なくアイヌ民族と名乗るアイヌの方々をふやしていくためには、アイヌの方々アイヌ民族としての誇りを回復すると同時に、物心の豊かさを取り戻すことが重要であると考えます。

これまでのアイヌ政策は、ともすれば、福祉政策としての生活向上対策に重きが置かれがちな傾向にありましたが、アイヌの方々に自信を取り戻していただくためにも、国民がアイヌ政策を先住民族政策の視点から理解することが重要です。アイヌ政策に携わる関係者一同が一致して志を高く持つためにも、アイヌ政策を福祉政策の一部としての位置づけから、世界の先住民政策を視野に、さらに広げるビジョンを作業部会報告の中に書き込んでいただくことを希望します。

- 象徴空間の開業まで残り2年を切ったところで、具体化を一層加速する段階に入っている。その間、開業準備活動を進めていくに当たっては、先ほど御指摘があったような、基本原則、基本理念を適切に踏まえながら、部会報告案に記載されている盛りだくさんの内容を同時並行で進めていく必要があり、関係機関のより一層の連携、サポートを当部会としても求めていきたい。

また、施設の整備に当たっては、作業部会のこれまでの審議を踏まえながら、現実問題としては、2020年4月から多くの方々にごらんいただき、御満足いただけるようなパフォーマンスを実施するためには、少なくとも前年度には、そのためのリハーサルなどを含めた、具体的準備のために必要な体制ができていたことが不可欠であるので、そのための整備、準備を着実かつ速やかに進めていっていただきたいということを、作業部会としてこの機会をお願いをしておきたい。

## (2) 政策の総合的な検討及び国民理解と国際交流の促進

- 「政策の総合的な検討」の部分について説明する。

「基本的な考え方」について、従前からの繰り返しになるが、昨年度、固定観念や先入観を取り払い、アイヌの人々に寄り添った先住民族政策を再構築する観点から、北海道においては生活実態調査を1年前倒しで平成29年に実施し、内閣官房においては北海道アイヌ協会及び北海道の協力のもと、全国に居住するアイヌの人々から直接意見を聴取するといった活動を行った。

今後、こうした活動で把握された現状を踏まえて、現行施策の改善方策を含め、幅広くアイヌ政策を検討し、その中で法的措置の必要性についても総合的に検討すべきであるといった考え方で取り組んできた。

「現状」については、北海道内外のアイヌの人々との意見交換等ということで、内閣官房において北海道と北海道アイヌ協会の協力により地域説明会を12回開催した。

それだけではなく、これまで厚生労働省で実施してきた、電話相談に寄せられた個別

意見についての整理も行ってきた。

こうした意見の傾向としては、国のみならず、地方公共団体、関係団体に対するものも含めて多岐にわたるといふことと、生活向上、文化振興施策の充実を求めるものが多い。

その他としては、象徴空間の運営方法とか、アイヌ遺骨の取扱いに関するもの、また、先住民族権利宣言の趣旨に即した取り組みの実施を求めるものがあった。

ただ、こうした項目は、先ほど説明があったとおり、意見がおおむね一致しているものから、項目によっては、意見の相違が見られるものもあった。

地方公共団体のアイヌ政策担当との意見交換について、内閣官房では、道内の地方公共団体のアイヌ政策担当との意見交換を実施したが、その結果としては、地方公共団体によって、アイヌ政策へのかかわりに濃淡があり、専担組織があるところから、市民・福祉担当組織の一係にすぎないところまで、差があるということと、アイヌ施策が実施されていない空白地帯においては、担当そのものが存在しないという現状もあった。

また、いろいろな要因によって、行政側が慎重な事務運営を行っている現状もあるのではないかということも、あわせて記載をしている。

「今後の方針」については、先住民族権利宣言の関連条項を参照して、先住民族に関する基本的事項を整理し、アイヌ政策が従来の福祉政策の一部から、地域振興、産業振興、国際交流を含めた幅広い取り組みとなるよう、立法措置について検討を加速すべきであるとしている。

特に意見聴取を踏まえて検討される施策や民族共生象徴空間の取組など、それぞれの施策が最も効果的で実現可能性の高い方策により実施されるよう、推進力となる総合的な立法措置を検討する必要があるとしている。

なお、その際にはアイヌの人々の中にさまざまな考え方があることにも留意する必要があるとしている。

次に、平成29年度北海道アイヌ生活実態調査や国による意見聴取結果等を踏まえつつ、関係団体が問題意識を共有して、今後の方向性について検討を行う必要があるということ。

また、文化振興施策におけるアイヌ語の振興、イオル再生事業等の成果を検証し、象徴空間関連事業との関係を整理し、文化復興等に向けた取組を推進すべきであるとしている。

最後に、「国民理解と国際交流の促進」について説明する。

イランカラプテキャンペーンについて、第1回イランカラプテ音楽祭in阿寒湖の開催や、キャンペーンソングのカラオケ配信、アイヌ語によるバスの車内案内の実施など、取組の裾野が広がりつつあるところで、今後は象徴空間のプロモーションと連動を図りながら、一層の効果の発現を期待していきたいとしている。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催や、象徴空間の一般公開に向けて、

民間企業等と連携しながら、新千歳空港を初めとする主要施設においても、アイヌの展示を充実していくということとしている。

昨年11月には、ニュージーランドからマオリの人々をお招きして、アイヌの人々との国際シンポジウムを開催したところだが、象徴空間の一般公開に向けて、引き続きこうした世界の先住民族間の交流、国際的な協力関係の構築を図っていく必要がある。

象徴空間の年間来場者100万人達成に向けて、北海道外あるいは海外に対するプロモーションを充実強化するということ。

学校教育におけるアイヌに関する教育の充実に向けた取組に関して、まずは小・中学校の学習指導要領の改訂にあわせて、教科書発行会社に向けた説明会を開催し、引き続き、高校の学習指導要領の改訂を踏まえ、教科書発行会社への説明会を開催する必要があるということと、現場における研修の充実等、教員に対する理解促進に向けた取り組みに具体的に着手することが重要であるとしている。

- ただいま御説明いただいた、第2の政策再構築、第3の国民理解等の促進、この2つをあわせて、御意見、御質問をいただきたい。
- これは個人の法定化というか、アイヌとは誰かということ为前提に進めていくということで、そういう形で考えてよろしいか。

当時、アイヌ協会の事務局と道の事務局が同じところであって、昭和49年4月1日に道の民生部、総務課から事務所を独立させた。ここに昭和53年の会員名簿があるが、これは旧土人保護法がまだ廃止されていないときのもの。繰り返しになるが、個人認定は行政でやってきたものをこういう形で移行してきているというのが背景。今、アイヌとは誰かということが戦後の一民族一国家、単一民族国家の形の中で、埋没されてしまった。あるいは、平成9年の旧土人保護法の廃止と文化振興法に移ってきたと思う。

そこで、新しい先住民政策はこういうところを前提にしながら進めなければならないと思うが、この中にそういうことが入っていないので、当然それは前提だろうということで、質問する。

- これについては、事務局から一言いただいたほうがよろしいかと思う。
- その部分については、誰がアイヌなのか、どういう形で確認していくのかということについては、まだ御意見が分かれている部分があると受けとめているので、法制化することが前提なのかという御質問だったが、どういう取り扱いをするかは皆さんともよく話した上でやらなければ結論が得られない状況にあり、当然の前提とはなっていない。
- 段階を踏んで考えるということだと思う。
- 今後の方針のところ、立法措置について加速するとあるが、このことをよろしくお願ひしたい。
- これは本当に待ったなしだと思っているので、時間をかけずに必要なものを内容として含んだ立法をしていただけるものと確信している。

それでは、ご議論いただいた部会報告案について、各委員からいただいた御指摘、御意見等をもとに、本会議に当部会の検討結果として報告する内容を取りまとめてまいりたい。

御意見を踏まえた取りまとめ等に関しては、時間の関係もあるので、必要な修正等に関しては部会長に御一任をいただきたいが、よろしいか。

(全会一致)

○ ありがとうございます。

そういう形で取りまとめさせていただき、アイヌ政策推進会議に報告をさせていただきたい。

事務局から何かあれば。

○ 本日も活発な、忌憚のない御意見を賜り、大変ありがとうございました。委員の皆様方の御協力に感謝したい。

アイヌ政策推進会議の開催については、本日の作業部会で皆様に御議論いただいた内容を本会議に報告するという段取りで進めてまいりたいと考えているところ。

本日もそうした観点から貴重な御意見を頂戴したが、次回のアイヌ政策推進会議は、1つの節目にすぎないと考えている。アイヌ政策については、これからも継続して議論していかなければならないし、先ほど御要請もあったとおり、立法の検討を加速していく段階に入ってきている。そうした観点から、委員の皆様方のこれまでの御意見を踏まえるのみならず、これからも引き続き、委員の皆様方からのインプットを賜り、いかなる法律がふさわしいのかという検討に際しても、建設的な御意見の聴取をお願いしたいと思っているところ。委員の皆様方の御理解、御協力を引き続き私どもからお願いする次第。

重ね重ねだが、これまでの取りまとめに対する御尽力、御協力、大変ありがとうございました。